

第 4 回

那 賀 5 町 合 併 協 議 会

会 議 資 料

合 併 協 議 の 5 か 条

- 1 . 他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
- 2 . お互いの立場を充分尊重しましょう。
- 3 . コミュニケーションを大切にしましょう。
- 4 . 先人に感謝し、5 町の歴史文化に敬意を払いましょう。
- 5 . 将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょう。

日 時 : 平成 1 6 年 6 月 2 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 から
場 所 : 貴志川町立西貴志コミュニティセンター 2 階 大集会室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 挨 拶

3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4 . 議 事

(1) 報 告 事 項

- 報告第 1 4 号 新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について
- 報告第 1 5 号 新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について
- 報告第 1 6 号 新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について
- 報告第 1 7 号 住民意識調査(まちづくりアンケート)結果報告について
- 報告第 1 8 号 財政推計について

(2) 協 議 事 項

- 議案第 1 2 号 平成 1 5 年度那賀 5 町合併協議会決算の認定について
- 議案第 1 3 号 平成 1 6 年度那賀 5 町合併協議会補正予算(第 1 号)について

- 協議第 1 0 号の 1 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第 1 1 号の 1 地方税の取扱いについて
- 協議第 1 2 号の 1 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 1 3 号の 1 条例・規則等の取扱いについて
- 協議第 1 4 号の 1 使用料・手数料等の取扱いについて
- 協議第 1 5 号 補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第 1 6 号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第 1 7 号 慣行の取扱いについて

5 . 次 回 協 議 会 の 開 催 に つ い て

6 . そ の 他

7 . 閉 会

報告第14号

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日報告

新市の事務所の位置等検討小委員会
委員長 山下 忠 男

報告第15号

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日報告

新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会
委員長 榎本喜之

報告第16号

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について

新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日報告

新市建設計画策定検討小委員会
委員長 丸井幸次

報告第17号

住民意識調査（まちづくりアンケート）結果報告について

住民意識調査（まちづくりアンケート）結果報告について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日報告

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

報告第18号

財政推計について

財政推計について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月24日報告

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

議案第 1 2 号

平成 1 5 年度那賀 5 町合併協議会決算の認定について

平成 1 5 年度那賀 5 町合併協議会決算の認定について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 6 月 2 4 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服 部 一

那賀 5 町合併協議会認定
平成 1 6 年 月 日

平成 1 5 年度

那賀 5 町合併協議会歳入歳出決算書

平成15年度那賀5町合併協議会歳入歳出決算書

【歳入】

(単位:円)

款	項	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1. 負担金		4,000,000	4,000,000	0	0
	1. 負担金	4,000,000	4,000,000	0	0
2. 県支出金		500,000	680,000	0	180,000
	1. 県補助金	500,000	680,000	0	180,000
3. 諸収入		1,000	0	0	1,000
	1. 雑収入	1,000	0	0	1,000
歳入合計		4,501,000	4,680,000	0	179,000

【歳出】

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1. 運営費		4,391,000	3,740,181	650,819	650,819
	1. 会議費	285,000	264,752	20,248	20,248
	2. 事務費	4,106,000	3,475,429	630,571	630,571
2. 予備費		110,000	0	110,000	110,000
	1. 予備費	110,000	0	110,000	110,000
歳出合計		4,501,000	3,740,181	760,819	760,819

歳入歳出差引残額 4,680,000円 - 3,740,181円 = 939,819円

平成15年度那賀5町合併協議会歳入歳出決算事項別明細書

【歳入】

(単位:円)

款	項	目	予 算 現 額				収入済額	収入未済額	備 考	
			当初予算額	補正予算額	計	節				
						区分				金額
1. 負担金			4,000,000		4,000,000			4,000,000	0	
	1. 負担金		4,000,000		4,000,000			4,000,000	0	
		1. 負担金		4,000,000		4,000,000	1. 負担金	4,000,000	4,000,000	0
2. 県支出金			500,000		500,000			680,000	0	
	1. 県補助金		500,000		500,000			680,000	0	
		1. 県補助金		500,000		500,000	1. 県補助金	500,000	680,000	0
3. 諸収入			1,000		1,000			0	0	
	1. 諸収入		1,000		1,000			0	0	
		1. 預金利子		1,000		1,000	1. 預金利子	1,000	0	0
歳 入 合 計			4,501,000	0	4,501,000			4,680,000	0	

平成15年度那賀5町合併協議会歳入歳出決算事項別明細書

【歳出】

(単位:円)

款	項	目	予 算 現 額				支出済額	不 用 額	備 考			
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用額	計				節		
										区分	金額	
1. 運営費			4,391,000			4,391,000	3,740,181	650,819				
	1. 会議費		285,000			285,000	264,752	20,248				
		1. 会議費	285,000			285,000	報酬	75,000	75,000	0	委員報酬	75,000
							旅費	90,000	70,000	20,000	費用弁償 普通旅費	70,000 0
							需用費	110,000	109,752	248	消耗品費 食糧費	99,752 10,000
							役務費	10,000	10,000	0	通信運搬費	10,000
	2. 事務費		4,106,000			4,106,000		3,475,429	630,571			
		1. 事務費	4,106,000			4,106,000	共済費	60,000	29,820	30,180	臨時職員社会保険料等	29,820
							賃金	280,000	252,000	28,000	臨時雇用賃金	252,000
							旅費	20,000	16,180	3,820	普通旅費	16,180
							需用費	1,000,000	701,808	298,192	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費	489,934 29,610 4,700 94,651 82,913
							役務費	205,000	159,569	45,431	通信運搬費 手数料 浄化槽清掃料 保険料	82,979 6,720 0 69,870
							委託料	327,000	172,366	154,634	事務所清掃委託料 浄化槽保守点検委託料 施設警備委託料	55,125 0 117,241
							使用料及び 賃借料	410,000	360,993	49,007	機械器具等借上料 事務所借上料	299,955 61,038
							備品購入費	1,800,000	1,782,693	17,307	備品購入費	1,782,693
							負担金補助 及び交付金	4,000	0	4,000	(財)和歌山県社会保険協会負担金	0
2. 予備費			110,000			110,000			110,000			
	1. 予備費		110,000			110,000			110,000			
		1. 予備費	110,000			110,000			110,000			
歳 出 合 計			4,501,000	0	0	4,501,000		3,740,181	760,819			

平成15年度那賀5町合併協議会歳入歳出決算監査結果報告書

那賀5町合併協議会規約第15条第2項の規定により、平成15年度那賀5町合併協議会歳入歳出決算の監査を行ったので、その結果について下記のとおり報告します。

平成16年6月24日

那賀5町合併協議会
会長 服部 一 様

那賀5町合併協議会

監査委員 木戸 昌 明

監査委員 仮屋 肇 昇

記

- 1 監査の対象
平成15年度那賀5町合併協議会歳入歳出決算
- 2 監査の期日
平成16年6月14日
- 3 監査の方法
決算の監査にあたっては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、諸帳簿、証拠書類と照合し、決算資料を提出させ、さらに説明を聴取して実施した。
- 4 監査の結果
歳入歳出決算書及び同附属書類は、いずれも適正に作成されており、また、計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、監査の結果適正に処理されていると認める。

議案第 1 3 号

平成 1 6 年度那賀 5 町合併協議会補正予算（第 1 号）について

平成 1 6 年度那賀 5 町合併協議会補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 6 月 2 4 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

那賀 5 町合併協議会決定
平成 1 6 年 月 日

平成16年度那賀5町合併協議会会計補正予算（第1号）

平成16年度那賀5町合併協議会の会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ929千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,949千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成16年6月24日提出

那賀5町合併協議会

会長 服部 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

【歳 入】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3.繰越金		10	929	939
	1.繰越金	10	929	939
歳 入 合 計		45,020	929	45,949

【歳 出】

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.運営費		17,826	4,034	21,860
	2.事務費	12,936	4,034	16,970
2.事業費		26,900	3,124	23,776
	1.事業推進費	26,900	3,124	23,776
3.予備費		294	19	313
	1.予備費	294	19	313
歳 出 合 計		45,020	929	45,949

予算に関する説明書

【歳入】

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
3.繰越金			10	929	939			
	1.繰越金		10	929	939			
		1.繰越金		10	929	939	1.繰越金	929
合計			45,020	929	45,949			

【歳出】

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
1.運営費			17,826	4,034	21,860				
	2.事務費		12,936	4,034	16,970				
		1.事務費		12,936	4,034	16,970	11.需用費	50	修繕料 50
							12.役務費	160	通信運搬費 160
					14.使用料及び賃借料	3,824	機械器具等借上料 3,774 通行料・駐車場使用料 50		
2.事業費			26,900	3,124	23,776				
	1.事業推進費		26,900	3,124	23,776				
		1.事業推進費		26,900	3,124	23,776	12.役務費	390	通信運搬費 390
							13.委託料	3,514	新市例規整備業務 1,495 新市建設計画策定 2,019
3.予備費			294	19	313				
	1.予備費		294	19	313				
		1.予備費		294	19	313			
合計			45,020	929	45,949				

協議第10号の1

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年5月28日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	財産及び債務の取扱いについて
項 目 区 分	基本的な協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	総務課
調整方針(案)	5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区保有財産は、財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。

平成16年 月 日 確認

協議第11号の1

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年5月28日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	地方税の取扱いについて
項 目 区 分	合併特例法に定める協定項目
担 当 部 会	税務部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>市民税（個人・法人）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、たばこ税及び特別土地保有税については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、入湯税については、打田町の例によるものとする。</p> <p>ただし、都市計画税については合併特例法第10条第1項により、合併の日の属する年度及びこれに続く3年度間に限り、現在の桃山町及び貴志川町については課税免除するものとする。</p> <p>各税の納期等については、それぞれの調整方針（案）のとおりとする。</p>

平成16年 月 日 確認

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年5月28日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	特別職の身分の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	総務課
調整方針(案)	<p>(1) 常勤の特別職(教育長を含む)の職員及び行政委員会等の委員の身分の取り扱いについては、法に特例の定めがある場合はその規定を適用し、規定のない場合は5町の長が協議して定める。給与及び報酬は、現行額・類似団体等の額を参考に調整する。</p> <p>(2) 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定める。</p> <p>(3) 審議会・委員会等の附属機関等は、次のとおり取り扱うものとする。 現に5町に設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。 いずれかの町に設置されているが5町すべてに設置されていないものは、新市において速やかに調整する。 人数・任期・報酬等は、現行制度及び類似団体等の制度を参考に調整する。</p> <p>(4) その他の特別職で新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期・報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第13号の1

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年5月28日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	条例・規則等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	調整課
調整方針(案)	条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事業の調整内容に基づき、次の区分により整備する。 (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行するもの (2) 一定の地域に暫定的に施行するもの (3) 合併後に逐次制定し、施行するもの

平成16年 月 日 確認

協議第14号の1

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年5月28日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	使用料・手数料等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	(1) 使用料については、原則として当分の間現行どおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、随時調整を行うものとする。 (2) 手数料については、合併時に統一する。

平成16年 月 日 確認

協議第15号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	補助金・交付金等の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>補助金・交付金については、従来からの経緯、実情等に配慮して合併時まで調整する。なお、調整に時間を要するものは新市において検討する。</p> <p>同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。</p> <p>各町独自の補助金については、従来の実績を考慮し均衡を保つように調整する。</p> <p>他の補助金に整理統合ができる補助金については、統合する。</p>

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	補助金、交付金等の取扱い	関 係 項 目	補助金、交付金等の取扱い	調 整 課
調 整 方 針 (案)	補助金・交付金については、従来からの経緯、実情等に配慮して合併時まで調整する。なお、調整に時間を要するものは新市において検討する。 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。 各町独自の補助金については、従来の実績を考慮し均衡を保つように調整する。 他の補助金に整理統合ができる補助金については、統合する。			

那賀5町の補助金、交付金等集計表（平成15年度執行額）

項 目	打 田 町		粉 河 町		那 賀 町		桃 山 町		貴 志 川 町	
	件数(件)	補助金(千円)	件数(件)	補助金(千円)	件数(件)	補助金(千円)	件数(件)	補助金(千円)	件数(件)	補助金(千円)
議会関係	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2,775
総務関係 (広報、企 画含む)	13	29,060	8	13,684	10	21,723	17	66,009	10	35,081
民生関係 (福祉含む)	24	75,334	21	78,407	24	29,886	22	58,407	21	178,667
衛生関係 (保健、環 境含む)	2	44,465	10	28,116	6	13,095	6	22,853	12	49,752
農林業関係	20	44,586	26	82,980	25	52,092	16	15,074	15	13,270
商工関係	4	460,219	6	31,900	7	6,034	7	21,022	7	23,035
建設関係	0	0	0	0	2	2,016	1	6,574	1	1,999
消防関係	1	1,615	1	810	2	2,492	2	388	10	5,515
教育関係	31	17,118	35	26,015	21	11,835	21	10,945	30	22,253
計	95	672,397	107	261,912	97	139,173	93	202,522	110	332,347

各種団体への補助金、交付金等の現況（単位：円）

区分	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町
議会					政務調査費 1,820,000 議会運営委員会調査研修費 301,626 特別委員会調査研修費 357,186 研修随同行費 296,073
総務（広報・企画含む）	職員互助会補助金 5,000,000 町女性会議補助金 200,000 区行政事務補助金 724,000 公共建物補助金 4,690,000 交通事故をなくする町民運動推進協議会補助金 200,000 防犯灯電気料補助金 1,096,800 防犯灯設置費補助金 192,000 紀の川コミュニティバス運行補助金 1,336,994 地域振興対策事業補助金 350,000 ふるさと創生イベント補助金 15,000,000 まちづくり連絡協議会補助金 200,000 窪ちびっ子広場トイレ清掃補助金 20,000 花の会補助金 50,000	職員互助会補助金 3,500,000 粉河町女性会議助成金 200,000 総代会補助金 894,000 地区集会所修繕補助金 750,000 地区集会所建設補助金 5,000,000 粉河町交通安全運動推進協議会補助金 270,000 生活学校運営助成金 70,000 感動こかわ21協議会補助金 3,000,000	町内婦人団体活動費 80,000 区長協議会補助金 50,000 町内会交付金 1,178,100 地区集会所整備事業補助 500,000 那賀町交通安全推進協議会補助金 130,000 交通安全母の会補助 20,000 防犯自治会交付金 35,000 防犯灯設置補助 250,000 若者等定住促進対策助成金 17,480,000 夏まつり行事費 2,000,000	職員互助会補助金 706,250 職員自主研修補助金 200,000 区長会補助金 225,000 区長会研修費補助金 352,000 調月地区補助金 150,000 地区集会所改造補助金 30,645,000 コミュニティセンター助成事業補助金 10,000,000 交通安全推進連絡協議会 49,000 交通指導員会補助金 30,000 街頭一般指導補助金 66,000 防犯灯設置費等補助金 992,800 工場誘致による補助金 3,008,550 住宅新築等奨励金 3,800,000 少子化対策等祝金 9,370,000 地域リーダー育成補助金 254,254 住宅用太陽光発電システム設置補助金 2,815,000 紀の川コミュニティバス運行補助金 3,345,326	女性会議育成補助金 180,000 自治区長会補助金 207,000 自治区助成補助金 5,311,200 地区集会所新增築補助金 4,429,948 交通安全推進連絡協議会補助金 180,000 防犯灯設置補助金 982,322 シルバー人材センター運営補助金 12,100,000 ペンギンクラブ補助金 137,600 紀の川コミュニティバス運行補助金 3,345,326 貴志川コミュニティバス運行補助金 8,208,000
住民福祉	町社会福祉協議会補助金 41,395,000 更生保護婦人会補助金 100,000 保護司会補助金 200,000 人権教育啓発推進事業補助金 2,000,000 人権講座開設補助金 100,000 老人クラブ補助金 2,439,000 老人海洋大学補助金 140,000 ひまわり会補助金 100,000 むつみ会補助金 80,000 赤十字奉仕団活動費補助金 50,000 障害児父母の会補助金 270,000 身体障害者連盟補助金 300,000 ボランティアセンター活動事業補助金 3,306,000 食生活改善推進協議会補助金 50,000 母子福祉連合会 150,000 母子保健推進委員会補助金 370,000 知的障害者更生施設施設整備費補助金 15,000,000 知的障害者小規模通所授産施設整備費補助金 500,000 小規模通所授産事業補助金 8,380,000 住宅改修支援事業補助金 104,000 傷痍軍人同妻の会補助金 50,000 遺族会補助金 250,000	粉河町社会福祉協議会運営補助金 37,958,000 人権推進委員会補助金 300,000 民生・児童委員協議会活動費補助金 6,030,000 老人クラブ補助金 4,000,000 老人スポーツ活動補助金 50,000 高齢者居宅改修補助金 1,066,000 敬老会補助金 3,134,000 高齢者交付金 3,399,000 心身障害児者父母の会補助金 800,000 身体障害者小規模通所授産施設補助金 7,670,000 重度身体障害者住宅改修補助金 750,000 聴覚障害者ファックス使用助成金 36,000 精神障害者グループホーム補助金 396,600 福祉団体補助金 1,080,000 粉河保育園運営補助金 9,000,000 幼児教育振興協議会補助金 300,000 山の子共同保育園運営補助金 100,000 延長保育促進基盤整備事業補助金 1,189,750 一時保育促進基盤整備事業補助金 297,900 福祉施設マザー西山運営補助金 50,000 合同慰霊祭補助金 800,000	那賀町社会福祉協議会運営補助 23,539,177 県更生保護協会 5,800 郡東部更生保護婦人会 30,000 那賀町保護司会 70,000 妙寺人権擁護委員会 112,500 町老人クラブ補助金 2,736,000 老人の船研修補助 120,000 高齢者住宅改修補助 492,000 町障害児者父母の会補助 50,000 郡障害児者父母の会補助 72,500 有償ボランティア運営補助 100,000 在宅老人福祉事業補助金 198,000 社会福祉施設整備補助 500,000 社会福祉施設整備補助 200,000 那賀町身体障害者連盟補助 55,000 知的障害者更生施設建設補助金 500,000 町母子福祉連合会補助 40,000 郡赤十字奉仕団大会運営助成金 810,638 ひとり親家庭卒業生等激励会 84,000 町被爆者助成金 30,000 町傷痍軍人会 50,000 町傷痍軍人妻の会 15,000 那賀町遺族連合会 65,000 那賀町遺族壮年部 10,000	町巡回バス運行補助金 9,951,187 町社会福祉協議会補助金 41,932,000 厚生保護婦人会補助金 102,000 保護司会補助金 93,000 民生児童委員連絡協議会補助金 153,000 老人クラブ補助金 1,293,000 老人クラブ連合会補助金 441,000 高齢者居宅改修補助金 228,000 高齢者福祉大会出演団体補助金 120,000 赤十字奉仕団補助金 98,000 心身障害児者父母の会補助金 82,000 身体障害者連盟補助金 225,000 ボランティア連絡協議会補助金 121,000 難病患者家族福祉連絡協議会補助金 82,000 母子福祉連合会補助金 164,000 ホームヘルプサービス事業補助金 2,363,760 精神障害者家族会補助金 78,000 重度身体障害者住宅改修補助金 453,000 郡赤十字奉仕団大会運営助成金 100,000 障害児保育施設助成金 20,000 ゲートボール協会補助金 61,000 遺族会・遺族会婦人部補助金 246,000	町社会福祉協議会補助金 29,323,000 更生保護婦人会補助金 54,000 保護司会補助金 180,000 民生児童委員活動費補助金 800,280 民生児童委員会、副会長研修費補助金 100,000 老人クラブ補助金 2,565,000 たんぼぼの家運営補助金 7,390,000 赤十字奉仕団補助金 90,000 心配ごと相談所設置補助金 138,000 身体障害者スポーツ振興補助金 150,000 ボランティア活動推進事業補助金 2,948,000 聴覚障害者ファックス使用料補助金 156,000 社会福祉施設（風の里）整備補助金 500,000 きのかわふるさと村建設補助金 200,000 ピュア音楽建設補助金 500,000 訪問介護サービス利用者負担助成事業補助金 628,002 各保育所保護者会補助金 45,000 私立ながやま保育園運営費補助金 116,943,170 私立ながやま保育園運営補助金 1,800,000 私立特別保育事業補助金 12,436,860 学童保育補助金 1,720,000

那賀5町合併協議会資料

保 健 衛 生	食生活改善推進員団体補助金 150,000	食生活改善推進協議会補助 50,000	食生活改善推進協議会助成金 49,000	食生活改善推進協議会活動補助金 138,000
	精神障害者家族会補助 50,000	精神障害者家族会補助 50,000	保健推進委員活動費補助金 130,000	精神障害者家族会補助金 90,000
農 林 水 産	栄養改善団体補助金 30,000	町保健衛生普及会補助 50,000	「安全で住み良い町づくり」緊急整備支援事業補助金 842,229	精神障害者共同作業所運営補助金 7,776,000
	飲料水供給施設事業費補助金 222,000	簡易水道管理補助 640,000	合併浄化槽設置補助金 21,579,000	精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金 289,170
商 工 観 光	希望の会補助金 100,000	合併処理浄化槽設置補助 12,177,000	生ごみ処理容器購入補助金 108,257	医師会補助金 200,000
	公衆浴場経営助成金 670,000	生ごみ処理用機器購入費補助 128,000	ゴミ集積所設置費補助金 145,000	歯科医師会補助金 100,000
建 設	母子保健推進員運営補助金 200,000	塵芥作業員互助会補助金 630,000	合併浄化槽設置補助金 21,579,000	はなみずきグループ補助金 18,000
	若葉作業所運営補助金 6,800,000	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 19,242,000	生ごみ処理容器購入補助金 108,257	親子サークル補助金 36,000
農 林 水 産	合併浄化槽設置補助金 44,100,000	生ごみ処理容器助成金 72,000	ゴミ集積所設置費補助金 145,000	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 38,352,000
	生ゴミ処理機購入補助金 365,200	塵芥作業員互助会補助金 630,000	合併浄化槽設置補助金 21,579,000	ゴミ集積所設置費補助金 956,000
農 林 水 産	農業融資制度資金利子補助金 258,698	中核農業経営育成対策特別利子補給補助金 77,991	農業経営安定利子補強事業補助金 226,303	中核農業経営育成対策特別利子補給金 9,797
	小規模土地改良事業補助金 29,308,400	農作物被害対策緊急融資事業利子補給補助金 43,688	農業基盤整備資金利子補給補助金 466,270	農作物被害対策緊急融資事業利子補給金 1,704
農 林 水 産	農山漁村ふるさとづくり事業補助金 9,996,600	生活営農資金利子補給補助金 2,397	生活研究グループ活動費補助金 138,000	意欲ある農業経営者育成対策資金利子補給金 79,690
	打田町4Hクラブ補助金 80,000	桃・すもも農家経営維持資金利子補給補助金 65,709	農事研究会補助金 343,000	桃・すもも農家経営維持資金利子補給金 2,754
農 林 水 産	町青年農業経営者協議会補助金 80,000	みかん・かき経営安定対策特別資金利子補給補助金 169,666	4Hクラブ補助金 61,000	農業研修補助金 90,000
	町農業士協議会補助金 80,000	農産物価格低迷対策資金利子補給補助金 16,129	農業士会補助金 61,000	そ菜研究会補助金 54,000
農 林 水 産	町農業団体補助金 827,000	大家畜経営維持緊急特別対策利子補給補助金 29,499	防風ネット・防風林設置事業補助金 2,132,895	花き研究会補助金 27,000
	中山間地域等直接支払交付金 6,424,799	大家畜経営維持緊急特別対策利子補給補助金 29,499	果樹生産促進補助金 315,904	中山間地域等直接支払交付金 819,064
農 林 水 産	有害獣被害防止対策補助金 159,300	中山間地域等直接支払制度交付金 51,614,132	中山間地域等直接支払制度交付金 5,911,109	有害獣被害防止対策補助金 754,120
	有害鳥獣防除補助金 200,000	有害獣被害防止対策補助金 1,693,414	有害獣被害防止対策補助金 149,842	有害獣(猪)被害防止対策事業補助金 308,605
農 林 水 産	農業後継者就農促進研修費補助 1,000,000	有害駆除奨励補助金 200,000	有害鳥獣駆除助成金 40,000	町猟友会補助金 61,000
	生活研究グループ育成補助金 200,000	緑の少年団補助金 70,000	猟友会補助 30,000	みどりの少年団補助金 78,000
農 林 水 産	生活学校補助金 80,000	21世紀村づくり塾補助金 450,000	みどりの少年団育成補助 30,000	みどりの少年団補助金 68,000
	ふれあい水田展示園補助金 1,000,000	農業振興補助金 2,280,000	那賀町生活研究グループ協議会補助 45,000	生活研究グループ補助金 270,000
農 林 水 産	農業経営基盤強化資金利子補給金 32,000	農業振興協議会補助金 1,000,000	生活学校運営補助 45,000	生活学校補助金 18,000
	遊休農地リフレッシュ再活用推進事業補助金 100,000	農地利用権設定交付金 1,733,400	有機実践グループ活動補助 400,000	有機実践グループ活動補助 62,000
農 林 水 産	遊休農地リフレッシュ再活用推進事業補助金 480,000	遊休農地リフレッシュ再活用推進事業補助金 480,000	グループ活動補助 62,000	グループ活動補助 62,000
	水田転作補助金 1,606,860	遊休農地リフレッシュ再活用推進事業補助金 480,000	遊休農地リフレッシュ再活用促進事業補助 180,000	遊休農地リフレッシュ再活用促進事業補助 180,000
農 林 水 産	堆肥資材購入補助金 789,800	水田転作補助金 1,606,860	土壌改良補助 1,117,147	土壌改良補助 1,117,147
	農業経営管理合理化推進事業補助金 120,000	堆肥資材購入補助金 789,800	那賀町青年農業経営者協議会補助 35,000	那賀町青年農業経営者協議会補助 35,000
農 林 水 産	産業祭補助金 5,000,000	農業経営管理合理化推進事業補助金 120,000	小規模土地改良事業補助 1,472,450	小規模土地改良事業補助 1,472,450
	生乳生産確保対策事業補助金 600,000	産業祭補助金 5,000,000	名手上簡易水道事業融資償還金補助 1,080,250	名手上簡易水道事業融資償還金補助 1,080,250
農 林 水 産	農道整備事業補助金 4,963,000	生乳生産確保対策事業補助金 600,000	農業経営合理化推進事業補助金 445,540	農業経営合理化推進事業補助金 445,540
	しいたけ研究会補助金 57,000	農道整備事業補助金 4,963,000	農業経営合理化推進事業補助金 445,540	農業経営合理化推進事業補助金 445,540
農 林 水 産	那賀広域森林組合補助金 399,000	靱瀨林業研究会補助金 72,000	森林組合運営補助金 570,000	森林組合運営補助金 570,000
	森林整備地域活動支援交付金 300,000	那賀広域森林組合補助金 1,762,000	森林整備地域活動支援交付金 1,840,000	森林整備地域活動支援交付金 1,840,000
農 林 水 産	林道修繕工事補助金 3,000,000	森林整備地域活動支援交付金 8,500,000	林道大松葛城線舗装工事補助 978,000	林道大松葛城線舗装工事補助 978,000
	林道修繕工事補助金 3,000,000	林道勝神線維持管理補助金 72,000	林道大松葛城線舗装工事補助 978,000	林道大松葛城線舗装工事補助 978,000
商 工 観 光	商工会補助金 8,000,000	商工振興補助金 8,500,000	町商工会助成金 3,400,000	町商工会助成金 3,400,000
	商工会商品券事業補助金 3,000,000	商工業者借入金利子補給 2,500,000	地域商工活性化事業補助金 1,571,050	地域商工活性化事業補助金 1,571,050
商 工 観 光	商工会IT講習事業補助金 1,000,000	観光協会補助金 1,500,000	経済更生資金利子補助支払利子 145,800	経済更生資金利子補助支払利子 145,800
	企業誘致促進補助金 448,219,000	町民祭補助金 13,000,000	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 447,000	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 447,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	観光交流補助金 400,000	葛城観光協会助成金 400,000	葛城観光協会助成金 400,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	藤崎観光協会助成金 20,000	藤崎観光協会助成金 20,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助 50,000	ホタル保存会補助 50,000
商 工 観 光	企業誘致促進補助金 448,219,000	粉河祭補助金 6,000,000	ホタル保存会補助	

那賀5町合併協議会資料

消 防	消防施設工事補助金	1,614,597		町内会消防施設設置補助	42,000		詰所維持費・燃料費補助金	345,000		
				消防施設設置補助	2,450,000		年末警戒補助金	379,500		
			婦人防火クラブ補助金	810,000		消防出初式食料費補助金	223,300	出初式食料費補助金	264,000	
								出初式式場設置費補助金	120,000	
								分団育成費	1,080,000	
								機動隊育成費	270,000	
								幹部教育研修補助金	80,000	
								婦人防火クラブ育成補助金	630,972	
								自治体消防記念大会参加補助金	300,000	
							自主防災組織防火研修会補助金	164,900	自主防災組織育成補助金	2,045,400
教 育	教職員研修等補助金	144,000	現場学習引率等助成金(小学校)	630,097	ふるさと学習事業補助金(小学校)	1,500,000	教職員研修等補助金(小学校)	85,406	教職員研修等補助金(小学校)	531,630
	教職員研修費等補助金(小学校)	11,740	現場学習引率等助成金(中学校)	720,820	ふるさと学習事業補助金(中学校)	500,000	教職員研修等補助金(中学校)	353,167	教職員研修等補助金(中学校)	463,318
	教職員研修費等補助金(中学校)	565,740	特殊学級現場学習助成金	70,000	文化祭行事費	1,200,000			教育委員研修費	186,000
	文化活動費補助金(小学校)	300,650	研修事業補助金	400,000	文化協会補助	600,000			教育職員研修費	182,000
	文化活動費補助金(中学校)	169,600			生徒用ヘルメット購入補助	180,330			生徒通学用ヘルメット購入補助金	315,648
	児童生徒派遣費補助金	155,750					対外試合選手派遣補助金	973,905	対外試合選手派遣補助(小学校)	866,250
	生徒派遣費補助金	3,001,541					交流教育補助金	40,084	対外試合選手派遣補助(中学校)	4,763,066
	教職員人事費補助金	60,000					桃山町教職員人権教育研究協議会補助金	334,000		
	P T A 連絡協議会補助金	100,000	町 P T A 連絡協議会補助金	108,000	町 P T A 連絡協議会補助金	50,000	町 P T A 連絡協議会補助金	46,000	小中学校 P T A 家庭教育事業補助金	144,000
	ボーイスカウト補助金	50,000	ボーイ・ガールスカウト運営補助金	99,000	ボーイスカウト育成補助	50,000			P T A 連絡協議会補助金	45,000
			ユネスコ協会補助金	45,000	ガールスカウト育成補助	30,000			ボーイスカウト補助金	45,000
	婦人会補助金	700,000	婦人会補助金	280,000	那賀町婦人会育成費	270,000	婦人会補助金	284,000	ユネスコ協会補助金	45,000
	婦人人権学習会補助金	200,000	婦人交歓大会助成金	28,500	華岡青洲劇団活動助成金	80,000	A L T 住宅補助金	366,000	女性学級育成補助金	135,000
	私立幼稚園運営補助金	400,000	幼稚園就園奨励費補助金	1,802,540	生涯学習グループ育成補助金	60,000	安楽川小学校創立100周年記念行事補助金	500,000	学校農園補助金	360,000
	幼児教育推進連絡協議会補助金	75,000	学校法人愛の光幼稚園運営費補助金	1,000,000	米粉パン材料費補助	2,006,805	歴史の会補助金	112,000	私立あおば幼稚園運営補助金	3,600,000
	私立幼稚園就園奨励費補助金	1,192,560	鞆淵山村留学対策委員会補助金	400,000	各種団体人権学習補助	150,000	桃山町文化協会補助金	1,543,000	古紙回収補助金	150,000
	特殊教育諸学校後援会補助金	115,000	果汁給食促進特別対策補助金	104,610	ジュニア・シニア・リーダー育成補助	200,000	読み聞かせクラブ補助金	29,000	進路指導費補助金	87,820
	総合学習活動費補助金	100,000	花の会補助金	90,000	町青年団体連絡会補助金	105,000	祇園太鼓保存会補助金	49,000	チーム活動補助金	200,000
	青少年育成町民会議補助金	300,000	青少年育成町民会議補助金	1,500,000			百合山遊歩道維持管理補助金	137,000	文化部活動補助金	250,000
	学習支援推進教員補助金	20,000	青少年補導委員連絡協議会補助金	270,000			あらかわの桃縁起踊り保存会補助金	49,000	青年会連絡協議会補助金	135,000
	生徒指導連絡協議会補助金	100,000	文化協会補助金	1,800,000			文化財保護費補助金	1,923,900	青少年育成活動自治区事業補助金	621,000
	保護者学級補助金	80,000	町父母子供クラブ補助金	765,000	町父母子ども会連絡協議会補助金	200,000	地域組織活動費補助金	520,000	文化協会補助金	1,207,000
	町子ども会活動補助金	602,000	保護者学級開設事業補助金	200,000	父母子ども会事業補助金	3,000,000			地域活動連絡協議会補助金	522,000
	公民館活動促進費補助金	1,030,000	ユースクラブ補助金	50,000						
	赤尾薬師寺の松維持管理補助金	30,000	各地区公民館活動運営助成金	3,000,000						
	文化祭費補助金	1,200,000	文化史友会補助金	45,000						
	町内交流(特殊教育)補助金	30,000	「車楽ラブ」助成金	900,000						
			粉河祭礼保存会補助金	900,000						
			指定文化財管理事業補助金	2,680,000	町体育協会運営助成金	1,179,000	桃山町体育協会補助金	1,538,000	体育協会補助金	2,617,000
	スポーツ振興費補助金	1,355,000	体育協会運営補助金	1,763,306	那賀町スポーツ少年団運営補助金	360,000	桃山町スポーツ少年団運営費補助金	246,000	スポーツ少年団補助金	1,924,000
	大会派遣補助金	279,350	スポーツ少年団運営補助金	1,200,000	県・郡民大会参加助成金	216,000	町スポーツ少年団対外試合経費補助金	149,260	町外各種大会参加交通費補助金	1,256,450
	地域活動連絡協議会補助金	250,000	県・郡民大会参加助成金	216,000	ゲートボール交歓大会助成金	181,000	町民運動会補助金	1,666,000	区民広場設置事業補助金	300,000
	地域子ども会総合活動補助金	4,200,000	ゲートボール交歓大会助成金	181,000	町民運動会実行委員会補助金	1,800,000			市町村対抗ジュニア駅伝大会出場補助金	150,000
	地域子ども会集団活動補助金	300,000	ジュニア県・郡大会参加助成金	788,000	ジュニア県・郡大会参加助成金	788,000			各種分担金補助金	416,604
			種目別交歓大会助成金	156,500	種目別交歓大会助成金	156,500			各種分担金補助金	341,100
			ギフチョウ保存管理助成金	100,000	八十八おどり保存会補助金	100,000			文化活動費補助金	392,750
			八十八おどり保存会補助金	100,000	文化財等保存整備事業補助金	1,822,000				
			文化財等保存整備事業補助金	1,822,000						

【 先進地事例 】

合併協議会名等	合併年月日(予定含む)	補助金・交付金の取扱い
加美町 (宮城県)	平成15年 4月 1日	各種団体への補助金、交付金は、従来からの経緯、実績等に配慮し、平成15年度においては、各町の措置額と同一基調で措置することを基本方針とするが、新町における住民の一体性の確保を図る観点から、新町における補助金のあり方について、合併時まで引き続き検討し、新町において見直しを図る。 (1) 各町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一する方向とする (2) 各町独自の補助金等については、従来の活動実情等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つように調整する方向とする (3) 整理統合できる補助金等については、統合・廃止の方向とする
柴田町・村田町・大河原町 合併協議会 (宮城県)	平成17年3月31日までの日	補助金・交付金については、従来からの経緯、有効性及び公平性等を勘案し、新市において次のとおり調整する。 (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する (2) 各町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市全体の均衡を保つように調整する (3) 整理統合できる補助金については、事業目的を精査し調整する
さいたま市 (埼玉県)	平成13年 5月 1日	補助金・交付金については、従来からの経緯、実状等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。 (1) 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い期間に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する (2) 各市独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する
東かがわ市 (香川県)	平成15年 4月 1日	各種団体への補助金・交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実状等に配慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直し、制度化を図る。 (1) 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する (2) 独自の補助金等については、従来の実情等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つように新市において調整する (3) 整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する
あさぎり町(熊本県)	平成15年 4月 1日	各町村の従来からの経緯・実績等に考慮しつつ、予算の段階で調整する。
中主・野洲町合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月 1日	各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に考慮し、合併後4年を目途に調整する。 (1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する (2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し調整する (3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整する (4) 各種事務事業の取扱い等で協議・確認された補助金については、その調整内容に基づき調整する
甲賀地域合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月 1日	各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において検討するものとする。 (1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、合併後4年以内に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする (2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする (3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする
海南市・下津町合併協議会	平成17年3月31日までの日	補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市における公益上の必要性、有効性、公平性の観点に立ち、新市の一体性を確保するため、統合整備について次のとおり調整する。 (1) 両市町の同一又は同種の事業への補助金、交付金等については、制度を統一する方向で調整する。 (2) 両市町の同一又は同種の団体への補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 (3) 両市町において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。 (4) 整理統合できる補助金、交付金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
串本町・古座町合併協議会	平成17年3月31日までの日	補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等を考慮し、新町において検討するものとする。 (1) 同一あるいは同種の補助金については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で検討する (2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整する

協議第16号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	町名・字名の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会において調整し、協議会で決定する。

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	字の区域及び名称の取扱い	関 係 項 目	字の区域及び名称の取扱い	調 整 課
調整方針（案）				

那 賀 5 町 の 状 況

町名	打 田 町		粉 河 町		那 賀 町		桃 山 町		貴 志 川 町		備 考		
	字名称	よみ	字名称	よみ	字名称	よみ	字名称	よみ	字名称	よみ			
大 字 名 称	上野	うえの	粉河	こかわ	名手上	なてかみ	市場	いちば	前田	まえだ	打田町39字、粉河町31字、 那賀町17字、桃山町15字、 貴志川町16字が存在します。 内、打田町と桃山町に同名の字 『中畑』が存在します。		
	打田	うちた	猪垣	いのかけ	平野	ひらの	元	もと	尼寺	あまてら			
	窪	くぼ	東毛	とうげ	名手下	なてしも	段	だん	上野山	うえのやま			
	竹房	たけぶさ	中津川	なかつがわ	西野山	にしのやま	段新田	だんしんで	神戸	こうど			
	高野	たかの	中山	なかやま	江川中	えかわなか	神田	こうだ	国主	くにし			
	黒土	くろつち	藤井	ふじい	切畑	きりはた	最上	もがみ	井ノ口	いのくち			
	広野	ひろの	井田	いだ	穴伏	あなぶし	調月	つかつき	高尾	たかお			
	赤尾	あかお	東野	ひがしの	名手市場	なていちば	大原	おおばら	岸小野	きしおの			
	東大井	ひがしおおい	荒見	あらみ	名手西野	なてにしの	善田	ぜんだ	北	きた			
	久留壁	くるべき	遠方	おちかた	藤崎	ふじさき	黒川	くろかわ	長原	ながはら			
	西大井	にしおおい	風市	かざし	後田	しれだ	野田原	のたはら	長山	ながやま			
	田中馬場	たなかばば	勝神	かすかみ	王子	おうじ	脇谷	わきだに	西山	にしやま			
	花野	けや	杉原	すいばら	赤沼田	あかんだ	垣内	かいと	岸宮	きしみや			
	尾崎	おざき	馬宿	うまやど	横谷	よこだに	中畑	なかはた	鳥居	とりい			
	畑野上	はたのうえ	上丹生谷	かみにゅうや	麻生津中	おおづなか	峯	みね	北山	きたやま			
	中井阪	なかいさか	下丹生谷	しもにゅうや	北涌	きたわき	以上15字		丸栖	まるす			
	下井阪	しもいさか	西川原	にしかわはら	西脇	にしわき	以上17字		以上16字				
	西井阪	にしいさか	野上	のがみ	以上17字								
	南中	みなみなか	東川原	ひがしかわはら									
	北大井	きたおおい	北志野	きたしの									
南勢田	みなみせいだ	北長田	きたながた										
北勢田	きたせいだ	上田井	こうだい										
重行	しげき	嶋	しま										
池田新	いけだしん	長田中	ながたなか										

北中	きたなか	深田	ふけだ				
神領	じんりょう	別所	べっしょ				
東山田	ひがしやまだ	松井	まつい				
西山田	にしやまだ	南志野	みなみしの				
神通	じんずう	上鞆淵	かみともぶち				
中畑	なかはた	下鞆淵	しもともぶち				
今畑	いまはた	中鞆淵	なかともぶち				
登尾	のぼりお	以上31字					
枇杷谷	びわだに						
豊田	とよだ						
東三谷	ひがしみたに						
中三谷	なかみたに						
西三谷	にしみたに						
東国分	ひがしこくぶ						
古和田	ふるわだ						
以上39字							

関係法令【抜粋】
地方自治法（昭和22年法律第67号）
（市町村区域内の町又は字の区域）
第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。
前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる

協議第17号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	慣行の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	調整課
調整方針（案）	(1)市章については、新市において新たに定めるものとする。 (2)市民憲章・各種宣言については、新市において検討する。 (3)市の木・花等については、新市において検討する。 (4)名誉市民に関すること及び表彰制度については、新市において検討する。

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	新市における慣行の取り扱いについて	調整課
調整方針(案)	(1) 市章については、新市において新たに定めるものとする。 (2) 市民憲章・各種宣言については、新市において検討する。 (3) 市の木・花等については、新市において検討する (4) 名誉市民に関すること及び表彰制度については、新市において検討する。			

項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町
町章	 <p>打田町の頭文字「打」を図案化したもので、強固な基盤の上に丸い円と中央の図形は、町民みんなが手をたずさえ永遠の平和と繁栄を表すものである。</p>	 <p>5本の線は、合併した5ヵ町村の数を、また横3本の翼の形は飛躍を表すと共に紀の川とこかわの「かわ」をあらわしています。上下の円は平仮名の「こ」を形取り、丸は円満を表しています。</p>	 <p>那賀町の「那」を図案化したもの。</p>	 <p>「モモ山」の文字を図案化したもので、「モモ」の両翼は町の限りない発展、「山」は町民の和を表しています。</p>	 <p>貴志川の「き」「し」「川」を図案化したもの。または「平和」を表して、町が平和で貴志川の流れるように永遠に繁栄することを願っている。</p>
町民憲章	<p>私たちは</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、笑顔であいさつをします。 一、健康で、生きがいのあるまちをつくりまします。 一、自然を愛し、住みよいまちをつくりまします。 一、心を豊かにし、文化の香り高いまちをつくりまします。 一、働くことを大切にし、生き生きしたまちをつくりまします。 	<ul style="list-style-type: none"> 一、教養を高め、立派な社会人になりましよう。 一、郷土を愛し、感謝と奉仕の精神を養いましよう。 一、スポーツに親しみ、心身を鍛えましよう。 一、明るい家庭をつくり、希望にみちた青少年を育てましよう。 一、高い理想を掲げ、豊かな町づくりを進めましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 一、歴史と文化を愛し、教養を高めましよう。 一、人権を重んじ、心のふれあうまちをつくりましよう。 一、山の緑も川の流れるも大切にし、きれいなまちをつくりましよう。 一、若者には夢と希望を、老人には生きがいを与えるまちをつくりましよう。 一、スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくりましよう。 	<ul style="list-style-type: none"> 一、みんなの人権を大切に守り合いまします。 一、自然を大切にし緑と川を守ります。 一、労働を尊び産業の振興を図ります。 一、スポーツを愛し健全な心身をつくりまします。 一、無駄をなくし生活の合理化を進めまします。 一、教養と識見を高め世界の人と手をつなぎまします。 	<ul style="list-style-type: none"> 一、自然を愛し、緑をのこし、うるおいのある環境をつくりましよう。 一、教養を深め、伝統をいかし、文化の向上につとめましよう。 一、スポーツに親しみ、笑顔で働き、なごやかな家庭をつくりましよう。 一、互いにみとめあい、手をとりあって心のふれあう町をつくりましよう。 一、進んできまりを守り、希望にみちた明るい社会をつくりましよう。
町の花 町の木 町の鳥 町の歌	キク モクセイ 「打田町民歌」	きいしもつけ もくせい	マンダラゲ カツラ 「永遠に羽ばたく那賀のまち」	桃 なんてん 「桃山町歌」「桃山町音頭」	スイセン カシ 「貴志川町歌」「新・貴志川音頭」
キャッチフレーズ	『水と緑と文化の田園都市』	『自然と文化・交流のまち粉河』	『人集い夢おおき郷 那賀町』	『豊かな緑とやさしい心が かよいあうまち』	『魅力ある未来のくらしを創るまち』
宣言等	シートベルト・ヘルメット装着の実行の町 人権尊重宣言の町 核兵器廃絶非核平和宣言 町民憲章制定の町	非核平和宣言の町	暴力追放の町宣言 中山間地域農業モデルの町宣言 核兵器廃絶平和の町宣言	教育の町宣言 非核・平和の町宣言 全国緑の供給基地宣言 暴力団排除の町宣言 シートベルト・ヘルメット装着の町宣言	生涯学習の町・貴志川 教育の日(6月3日) 暴力追放の町 核兵器廃絶の町 シートベルト・ヘルメット装着実行の町
名誉市民	規定無し	粉河町名誉町民条例 1. 該当者 本町の町民又は本町に縁故の深いもので、社会の進歩、文化の興隆の貢献	規定無し	規定無し	規定無し

		<p>し、その功績が卓越する者</p> <p>2. 推挙 町長が推薦し、町議会の議決を得た者に贈られる</p> <p>3. 待遇 (1)町の挙行する式典への招待 (2)死亡の際に、相当の礼をもってする弔慰 (3)前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める待遇</p>			
表彰	随時該当者があれば表彰する	<p>粉河町表彰規程</p> <p>1. 表彰者 (1)地方自治の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (2)社会福祉の増進に寄与し、その功績が特にすぐれた者 (3)消防、水防の業務に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (4)身の危険をかえりみず人命を救助し、又は災害の防護若しくは復旧に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (4)保健衛生の向上に寄与し、その功績が特にすぐれた者 (6)農林水産業、商工業その他産業の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (7)教育、体育、文化等の振興に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (8)納税、貯蓄又は統計の推進に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (9)徳行が特にすぐれ、他の模範とするにたる者 (10)勤労者の福祉増進に貢献し、その功績が特にすぐれた者又は勤労にはげみ、特に他の模範とするにたる者 (11)交通安全、治安維持等に尽力し、その功績が特にすぐれた者 (12)児童及び青少年の健全育成に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (13)その他特に表彰に値すると認められる者</p>	<p>那賀町表彰規程</p> <p>1. 表彰者 (1)地方自治の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (2)社会福祉の増進に寄与し、その功績が特にすぐれた者 (3)消防、水防の業務に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (4)身の危険をかえりみず人命を救助し、又は災害の防護若しくは復旧に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (4)保健衛生の向上に寄与し、その功績が特にすぐれた者 (6)農林水産業、商工業その他産業の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (7)教育、体育、文化等の振興に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (8)納税、貯蓄又は統計の推進に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (9)徳行が特にすぐれ、他の模範とするにたる者 (10)勤労者の福祉増進に貢献し、その功績が特にすぐれた者又は勤労にはげみ、特に他の模範とするにたる者 (11)交通安全、治安維持等に尽力し、その功績が特にすぐれた者 (12)児童及び青少年の健全育成に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (13)その他特に表彰に値すると認められる者</p>	<p>桃山町表彰条例</p> <p>1. 表彰者 (1)町勢の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (2)通算10年以上本町の特別職の職にあり、又はあった者でその功績が特にすぐれた者 (3)通算6年以上本町の区長の職にあり、又はあった者でその功績が特にすぐれた者 (4)社会福祉の増進に寄与し、その功績が特にすぐれた者 (5)消防、水防の業務に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (6)身の危険をかえりみず人命を救助し、又は災害の防護若しくは復旧に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (7)保健衛生の向上に寄与し、その功績が特にすぐれた者 (8)農林水産業、商工業その他産業の振興発展に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (9)教育、体育、文化等の振興に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (10)納税、貯蓄又は統計の推進に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (11)徳行が特にすぐれ、他の模範とするにたる者 (12)勤労者の福祉増進に貢献し、その功績が特にすぐれた者又は勤労にはげみ、特に他の模範とするにたる者 (13)交通安全、治安維持等に尽力し、その功績が特にすぐれた者 (14)児童及び青少年の健全育成に貢献し、その功績が特にすぐれた者 (15)その他、特に表彰に値すると認められる者</p>	随時該当者があれば表彰する

【 先進地事例 】

合併協議会名等	合併年月日（予定含む）	慣行の取扱い
ひたちなか市 （茨城県）	平成6年11月 1日	<p>(1) 市章 新たに市章を定めるものとする。</p> <p>(2) 市民憲章 合併後検討機関を設け、新たに市民憲章を定めるものとする。</p> <p>(3) 市の花、木、鳥 合併後検討機関を設け、新たに市の花、木、鳥の選定を行うものとする。</p> <p>(4) 都市宣言 核兵器廃絶平和都市宣言については、宣言文を統一し、都市宣言を行うものとする。スポーツ健康都市宣言については、新市において調整するものとする。</p> <p>(5) 市民祭り 市民主導による新市の夏祭りとするよう調整に努めるものとする。</p> <p>(6) 産業祭 新市の産業祭とし、総合的な一大イベントへ拡充するものとする。</p> <p>(7) 消防出初式 合併後統一して行うものとする。</p>
さいたま市 （埼玉県）	平成13年 5月 1日	<p>(1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市の踊りについては現行のとおりとする。</p> <p>(2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。</p> <p>(3) 都市間交流については、新市において継続する</p> <p>(4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については、新市において継続する。</p>
西東京市 （東京都）	平成13年1月21日	<p>(1) 市章は、新市において調整する。</p> <p>(2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。</p> <p>(3) 市民憲章、高齢者憲章、新市宣言については新市において調整する。</p>
中主・野洲町合併協議会 （滋賀県）	平成16年10月 1日	<p>(1) 市章は、新市において新たに定めるものとする。</p> <p>(2) 市の木、花、鳥および歌については、合併後検討機関を設け、新たに定めるものとする。</p> <p>(3) 市民憲章、各種宣言については、合併後検討機関を設け、新たに定めるものとする。</p> <p>(4) 名誉市民については、新市において新たに定めるものとする。</p>
甲賀地域合併協議会 （滋賀県）	平成16年10月 1日	<p>(1) 市章、市民憲章については、新市において制定します。</p> <p>(2) 市の花、市の木、市の鳥、市の歌については、新市において調整します。</p> <p>(3) 宣言については、新市において調整します。</p>
柏原町・氷上町・青垣町 春日町・山南町・市島町 合併協議会（兵庫県）	平成16年11月 1日	<p>(1) 市章は、合併時に定めるものとする。</p> <p>(2) 市民憲章・宣言・市木・市花・市鳥・市歌は、新市において検討するものとする。</p> <p>(3) 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図るものとする。</p>
海南市・下津町合併協議会	平成17年3月31日までの日	新町の町章・町民憲章・町の花、鳥、木・町歌については、合併までに調整し、新町において新たに定める。
田辺広域合併協議会	平成17年3月31日までの日	<p>(1) 市町村章は新市において制定する。</p> <p>(2) 市町村民憲章は新市において制定する。</p> <p>(3) 市町村の木・花・鳥は新市において制定する。</p> <p>(4) 都市宣言等は新市において調整する。</p>
新宮市・熊野川町・北山村 合併協議会	平成17年1月	<p>(1) 市章は、新市において新たに定める。</p> <p>(2) 市の花、木、歌は、新市において新たに定める。</p> <p>(3) 市民憲章、宣言、姉妹都市については、新市において新たに定める。</p>
吉備町・金屋町・清水町合併協議会	合併特例法の適用期限までの日	町民憲章、町章、町の花、町の木、町の鳥及び宣言は、新町において調整する。
那智勝浦町・太地町合併協議会	平成17年3月31日までの日	<p>(1) 町章は、キャッチフレーズ、町の花・木・鳥及び町の歌は、新町において制定する。</p> <p>(2) 宣言は、新町において調整する。</p> <p>(3) 友好・姉妹都市提携は、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>(4) 名誉町民は、新町において調整する。</p>

第5回協議会の開催について

第5回協議会の開催（案）

- ・ 日 時 平成16年7月29日（木）午後1時30分から
- ・ 場 所 打田町保健福祉センター 4階 ホール田園